

東広島市農業委員会令和8年5月（第5回）総会議事録

- 1 開催日時 令和8年5月29日（金） 10時00分から11時18分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長 原 毅	2	久 保 伸 司	3	岡土居 正弘
4	脇 坂 俊 之	5	台 川 洋 子	6	中 務 秀 子
8	杉 本 源 藏	9	柏 尾 博 明	10	荒 谷 義 憲
11	村 上 義 則	12	木 原 省 五	13	財 満 俊 子
15	高 尾 昭 臣	16	大 月 靖 規	18	在 間 輝 昭
19	古 本 啓 之	20	橘 川 一 則	21	小倉 亜紗美
22	高 木 昭 夫	23	高 橋 久 雄	24	住 井 正 美

- 4 欠席委員 3名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
7	古川 みどり	14	仲 伏 英 雄	17	土 井 浩 文

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 13番 財 満 俊 子 委員 15番 高 尾 昭 臣 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第25号 地域計画変更（案）に対する意見決定について

議案第26号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 令和7年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の
点検・評価について

(5) 報告

報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第21号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係長	今 岡 健
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係主査	平 沢 成 典
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司
河内支所産業建設課課長補佐兼産業振興係長	枝 廣 めぐり
安芸津支所産業建設課産業振興係主査	蛇 持 憲 光

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課

担い手支援係主任

酒 井 秀 宜

議 長	それでは、これより令和8年5月総会を開会いたします。 これからは、着席の上、議事進行をさせていただきます。 在任委員数が24人中21人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、13番財満委員、15番高尾委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は、令和8年5月29日1日限りとさせてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和8年5月29日1日限りといたします。 それでは、これより日程第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第25号「地域計画変更(案)に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
酒 井 主 任	私からは、総会議案第25号「地域計画変更(案)に対する意見決定について」を説明いたします。 このたび地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。 変更の目的と件数について、●●で農地転用の申請に向けた変更が1件、●●で農地転

酒 井 主 任	用の申請に向けた変更が1件の計2件となっております。 地域計画に反映させた内容については、「地域計画の変更（案）について」に記載のとおり、双方の地区について、経営体数及び現状の集積率に変更はありませんが、地域計画上の経営体の面積については、●●について0.2ha、●●について0.4haの減少となります。 地域計画変更の今後の流れとしては、6月中に変更の公告を行う予定でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないということなので、採決に入ります。 議案第25号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第25号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 次に、議案第26号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
酒 井 主 任	それでは、議案第26号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。 本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。 なお、本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 それでは、議案内容の説明をさせていただきます。 貸付者32人、借受者28人、88,451.59㎡を利用権設定するものでございます。 議案に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、議案第26号の事案について、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第26号の事案について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第26号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の方は、説明をありがとうございました。退席をお願いします。
	< 酒井主任、退室 >
議 長	次に、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊 田 主 査	それでは、総会議案の3ページをご覧ください。 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。 今月は16件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきまして、10ページに記載のとおりでございます。

豊田主査	こちらからは、申請の概要について説明をさせていただきます。 申請番号107－１、111－５、115－９、119－13、121－15につきましては、経営規模拡大のため申請地を取得するものでございます。 なお、申請番号111－５につきましては、令和８年２月総会でご審議いただきましたが、譲受人が共有名義から単独名義に変更するため、令和８年５月８日付で許可の取消し願が申請されまして、改めて申請されたものでございます。 申請番号108－２、113－７は経営地隣、112－６、114－８、117－11につきましては、自宅隣及び自宅近くで耕作便利のため申請地を取得するものでございます。 申請番号109－３、122－16につきましては、新規就農のため申請地を取得するもので、ネギ、ニンニクなどの野菜や柿、花などを栽培する旨の営農計画書が提出されております。 申請番号110－４、116－10、118－12につきましては、耕作者へ譲渡のため申請地を取得するものでございます。 申請番号120－14は、贈与のため申請地を取得するものでございます。 申請地は農地法第３条第２項に規定する不許可の要件にいずれも該当しないものと思われます。 説明は以上でございます。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第27号について、担当委員の意見を伺います。 申請番号107－１から108－２までを長原委員、お願いします。
長原委員	25日に現地調査をしました。特に問題はありません。以上。
議長	ありがとうございます。 申請番号109－３から110－４、岡土居委員、お願いします。
岡土居委員	３番の岡土居です。 ５月13日に事務局の人と現地調査を行いまして、問題ないと確認いたしました。 以上です。
議長	申請番号111－５、仲伏委員欠席のため、事務局お願いします。
豊田主査	111－５につきましては、先ほど説明させていただきましたが、令和８年２月総会で１度審議をしていただきました申請地でございます。譲受人を共有名義から単独名義にしたいということで、改めて申請が出されたものです。現地を確認させていただきましたが、特に問題ないと確認しております。 以上です。
議長	申請番号の112－６から113－７、橘川委員。お願いします。
橘川委員	橘川です。 112－６については、引渡人の●●さんとお話をいたしました。それで、長期に渡って農地を利用されておられず、草刈りも地域の方が刈られたり、費用を出されてあぜも含めて依頼をされたりという内容でした。それで、受人の●●さん、この方がこの地域で農地を利用されて耕作を増やしたいということで、ご本人とも直接会って話をして、問題ないと判断をいたしました。 それと、113－７、農地は●●にあるのですが、引渡人も受人もこの地域にはお住まいではなく、電話でしか話はできなかったのですが、農地の確認をしたところ、畑とはいっても耕作は全然されていない状態で、今度、受人の●●さん、この方がこの農地の近くに家を購入されておりまして、それで今から畑、そこらで野菜を作るように、農機具のほうも草刈り機ですとか小さな管理機、これも購入されて、倉庫の中にあるのを見させていただきました。私としては、問題ないというふうに判断をいたしました。 以上です。
議長	続きまして、申請番号114－８、久保委員。
久保委員	２番久保です。 ５月20日に現地を確認しました。受人の自宅のすぐ裏の圃場で畑として利用されることになるということです。現地を確認しましても、周りにも問題ないと判断いたします。

久保委員	終わります。
議長	続きまして、申請番号の115－9から117－11、高木委員。
高木委員	22番高木です。 まず、115－9につきましては、5月25日に現地で確認を行いました。譲渡人は労働力不足、また受人の方は近くにお住まいで、耕作を行うことができるということで、問題ないと思います。 次に、116－10につきましては、現在受人の方が既に耕作をされておりまして、行ってみましたが、きちんと管理をされて作物も植えられているということで、周辺営農への問題がないと思います。 それから、117－11につきましては、受人の宅地のすぐ隣の畑でございまして、これも問題ないと思います。 以上です。
議長	続きまして、申請番号118－12、荒谷委員。
荒谷委員	荒谷です。 5月16日に腰本委員と2人で現地を見ました。譲受人の●●ともお会いしまして、実はもう農業者がいないのですよ、以前から買ってほしいという意見があったようですが、今回買われたようです。既にもう管理もされておりますし、それから稲作をやっておられますから、問題ないと思います。 以上です。
議長	続きまして、申請番号の119－13から121－15、高橋委員。
高橋委員	高橋です。 5月22日に大月委員に同行していただいて、現地を確認しました。 119－13につきましては、経営規模拡大ということで、もう既に田植がされておりまして、問題ないと思います。 120－14なのですが、譲渡人と受人が親子で、お子さんが所有されてたんいたのですが、何か仕事の関係で耕作するのが難しいというか、耕作日数がそんなに取れないということで、もともととお母さんとお父さんが耕作されていたのだと思うのですが、お父さんが亡くなられて、お母さんが以前から耕作されていて、自宅の近くですので、お母さんのほうが取得して耕作を続けると。申請では、子供さんも幾らかは従事されるということになっていて、問題ないと思います。 121－15ですが、以前から管理をしておられた方が譲り受けて耕作をするということで、以前は草刈り等だけだったのですが、これからは耕作するということで、問題ないと思います。 以上です。
議長	続きまして、申請番号122－16、古本委員。
古本委員	19番古本です。 5月20日と27日か、27日は事務局の方と確認をしております。 現地は、長年耕作はされていなかった状態のところを今回●●の●●さんという方が取得されるわけですが、この農地のすぐ横の家をご購入されて、農地も一緒に取得されたということで、この農地についても果樹とか野菜とかを作ると。これを耕作できる状態にするには結構大変かなとは思いますが、ご本人は意欲を持たれておるという状況です。周辺は耕作地なのですが、そちらには影響はないと思います。問題ないと思います。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第27号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >

議	長	全員賛成ですので、議案第27号は許可することに決定をします。 次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小	田	それでは、総会議案の11ページをご覧ください。 議案第28号について、概要の説明をいたします。 今月は17件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳については、総会議案の16ページをご覧ください。 申請番号89－1は、倉庫敷地への転用事案で、申請地近くに居住する譲受人が米の保管倉庫の敷地として利用しようとするものです。 申請番号90－2は、一般住宅及び駐車場への転用事案で、●●に居住する譲受人が住宅を新築しようとするものです。 申請番号91－3、92－4は、建売住宅及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、不動産の売買等を営む譲受人が転用しようとするものです。 申請番号93－5は、一般住宅及び駐車場への転用事案で、●●に居住する譲受人が住宅を新築しようとするものです。 申請番号94－6は、駐車場への一時転用事案で、スマートインターチェンジの工事をする企業体である譲受人が駐車場とするため、令和9年6月20日まで利用しようとするものです。 申請番号95－7は、共同住宅及び駐車場への転用事案で、●●に居住する譲受人が共同住宅を新築しようとするものです。 申請番号96－8から98－10は、●●に本店を置き、建設工事の請負等を営む譲受人が、96－8、97－9は駐車場とするために転用し、98－10は仮設事務所及び駐車場として許可後3年間一時転用しようとするものです。 申請番号99－11は、農家住宅及び駐車場への転用事案で、●●に居住する譲受人が農家住宅を新築しようとするものです。 申請番号100－12は、一般住宅への転用事案で、●●に居住する譲受人が住宅を新築しようとするものです。 申請番号101－13は、肥土置場への一時転用事案で、●●に居住する譲受人が許可後3年間転用しようとするものです。 申請番号102－14は、太陽光発電設備へ転用事案で、●●に本店を置き、太陽光による発電事業等を営む譲受人が利用しようとするものです。 申請番号103－15は、駐車場への転用事案で、●●に居住し、運送業を営む譲受人が利用しようとするものです。 申請番号104－16は、資材置場及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、土木工事等を営む譲渡人が利用しようとするものです。 申請番号105－17は、敷地拡張の転用事案で、近隣に居住する譲受人が利用しようとするものです。 申請番号98－10、101－13は、農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地等で農振農用地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用のために行うものであって、当該目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農振農用地の不許可の例外に該当いたします。 申請番号90－2、99－1は、良好な営農条件を備えている農地等で、第1種農地ですが、施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。 申請番号91－3から97－9、100－12、102－14から105－17は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地です。 申請番号89－1は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないも

小 田 主 査	のと思われます。 なお、申請番号90－2、100－12は、令和8年3月6日、103－15は令和7年3月3日に農振農用地から除外済となっております。 また、申請番号104－16、105－17は、申請地が既に転用目的の用に供されていたため、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させております。 農用地区域内農地や第1種農地等の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今回は本日配付した一覧表のとおり意見聴取いたします。 以上で議案第28号の説明を終わります。
議 長	それでは、議案第28号について、担当委員の意見を伺います。 申請番号89－1から92－4、長原委員。
長 原 委 員	すいません。5月25日に現地を見ました。そういうことで、89－1、90－2は特に問題ありません。 91－3と92－4、これについては特に問題があります。周辺が住宅地ですが、今回転用される土地については右側が崖です、崖になっているのです。非常に危険性が高い。こういうところへ住宅を建てるとはどうなのかなと思います。それから、細長いので建蔽率が確保されているから転用申請されたのだと思うのですが、非常に危険性が高い。これは駄目です。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 申請番号93－5から98－10、財満委員。
財 満 委 員	13番財満です。 5月12日に田中推進委員と事務局3人で現地確認に行きました。 申請番号93－5は、隣接は農地として耕作されてないので、周辺の営農には支障がないと思います。 94－6、これは●●がスマートインターチェンジの工事に発生する土を仮設置場とするものです。周辺営農には支障はないと思います。 95－7、これは道と宅地に囲まれた土地で、全然影響はないと思います。 それから、96－8と97－9と98－10、これは●●の工事のため、●●が駐車場にしようとするもので、周辺営農に問題はないと思います。 以上です。
議 長	続きまして、申請番号99－11、高木委員。
高 木 委 員	22番の高木です。 99－11につきましては、先ほど第3条の申請の中でありました116－10と同一人物でありまして、この方が農家住宅を建設されるということで、今回転用申請をされておりますが、周辺農地への影響もなく、ただ隣接で農業をされるということで、問題はないというふうに判断をいたしました。 以上です。
議 長	申請番号100－12、久保委員。
久 保 委 員	2番久保です。 5月12日に一緒に事務局と現地を拝見しました。息子さんの家を建てるということです。周辺への影響もないと判断できます。 以上です。
議 長	申請番号101－13から102－14、木原委員。
木 原 委 員	12番木原です。 申請番号101－13は、●●の開発地から出る上質な肥土を一時的に保管するものですが、現在は休耕となっており、1筆の中に段差があるため、一部のみの転用です。 申請番号102－14は、太陽光発電設置を設置するものですが、現地は休耕となっており、近くにほかの太陽光設備も設置されています。 いずれの申請地についても、周辺農地への影響はなく、問題はないと思います。 以上です。

議 長	申請番号103－15、脇坂委員。
脇 坂 委 員	4 番脇坂です。 103－15につきましては、5 月12日、農業委員会事務局職員と現地を確認し、駐車場への転用について、現状を確認しまして、周辺の農地等への影響はないものと判断しております。 以上です。
議 長	申請番号104－16、村上委員。
村 上 委 員	11番村上です。 申請番号104－16は、4 月17日に現地を確認いたしました。土地を譲り受ける人は、●●で土建業をされており、かつ土地を渡す人は親戚関係にあり、整地をして砂、砂利置場を確保するものです。申請地は市道に接し、車両の出入りにも便利で、かつ農営地からも市道を挟んで離れており、周辺の営農には問題はないと思います。 以上です。
議 長	105－17、在間委員。
在 間 委 員	18番在間です。 105－17ですけれども、5 月12日に中務委員と農業委員会事務局の方、また申請者も家におられましたので、一緒に現地を確認させていただきました。申請者の宅地の隣に本家の畑がある状況なのですけれども、そこへ20年ぐらい前に単管パイプで倉庫を建てられていたのですけれども、このたび本家のご主人が亡くなられたということで、整備をするというか、土地をもらって宅地に転用するということで申請が出されたものなのですけれども、ご覧のように、いやこれは見えないのか、すぐ隣は農道があって、農地はそれを隔てているので、周辺営農には支障がないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
長 原 委 員	1 番の長原ですが、先ほど説明した91－3 と92－4、事務局はどう考えておられるのですか。
小 田 主 査	申請番号91－3 と92－4、建て売り住宅及び駐車場ということなのですけれども、農地法の審査基準に従いますと、周辺の農地に影響があるかどうかということを見ていくということになりますので、崖地で危険であるということについては、開発指導課に既に申請中でして、そちらで担保されるものと思っております。 以上です。
議 長	ほかにはございませんか。
高 木 委 員	22番高木です。 今のことですけれども、開発指導課の許可は出たのですか。
小 田 主 査	いえ。まだ許可は出ておりません。
高 木 委 員	22番高木です。 今、長原委員がおっしゃったように、現地を我々は確認してなくて、長原委員が確認されて危険だということをおっしゃっておられる以上、農業委員会として判断のしようがないというふうに思います。こういう場合は、どちらが先に許可を出すのでしょうか。現地を確認された方が危ないとおっしゃっているのを我々が判断しようがない、できないと思いますが、そこら辺はどういうふうに我々は判断すればいいのでしょうか。
木 村 局 長	こちらで審議いただくのは、農地法に基づいて判断をしていただくということになります。
高 木 委 員	22番高木です。 その判断ができないから、どうするのかと聞いています。
小 田 主 査	先ほども申し上げたとおり、農業委員会で審議していただくのは、周辺の農地に影響があるかないかということ審議していただくということになっております。危険性については、他法令で担保するという事になっているのですけれども、他法令で許可になら

小 田 主 査	ない限り農業委員会の許可も出ないということになっておりますので、農地法に従って審議していただければと思っております。
在 間 委 員	18番在間ですけども、これ実際の高さはどのくらいあるのですか。ちょっと見たら、写真だけ今日仮に見ても3m、もうちょっと高いかも分からない、その程度でないですかね。
小 田 主 査	すいません。図面を見る限り、一番上からの高さというのが記載はないようですが。そうですね。特に記載はありませんね。それで、下のほうは切土をして住宅及び駐車場をするという予定にはなっております。
議 長	今から休憩をします。よろしくお願いいたします。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	休憩を解いて再開します。 それでは、委員の皆様にお諮りいたします。 議案第28号については、分離して採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	ありがとうございます。 それでは、議案第28号については、分離して採決することといたします。 継続案件について、それでは議案第28号の事案のうち、申請番号91－3から92－4については、確認事項があるため継続案件とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第28号のうち、申請番号91－3から92－4については、継続審議とすることに決定をいたします。 次に、議案第28号の事案について、先ほど分離採決した事案以外について採決を行います。 議案第28号のうち、先ほど分離採決した事案以外について、本日配付した広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第28号のうち、先ほど分離採決した事案以外については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。 次に、議案第29号「令和7年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検・評価について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
合 原 主 査	それでは、議案第29号「令和7年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検・評価について」ご説明申し上げます。 別紙3の議案第29号をご覧ください。 農業委員会は毎年度最適化活動の目標を設定することになっておりまして、先月の4月総会においては、今年度の令和8年度の目標等についてご審議いただきましたけれども、本案は昨年度の令和7年度に設定いたしました目標に対して、実績から点検・評価した上で公表することとされているもので、定められた様式にて策定したものでございます。 ページを開いて、議案の1ページをご覧ください。 項番Ⅰ、農業委員会の状況でございますが、このページには昨年令和7年4月に設定した目標において、4月1日時点での農業委員会の体制や農家、農地等の概要などについて記載したものでございます。 ページ変わって、2ページをご覧ください。 項番Ⅱ、最適化活動の実施状況でございます。

合 原 主 査	1 番、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積でございますが、①の現状及び課題の表には、令和 7 年度当初の担い手への農地集積の状況を、続いてその下の②の表は、令和 7 年度当初に設定いたしました集積率などの目標を記載しております。 その目標に対しての実績が、その下の③の表に記載しております、令和 7 年度中に担い手へ新規に集積された面積は82.0ha、担い手への令和 7 度末の累計集積面積は1,644ha で、集積率は24.4%となっております。 集積率ですが、年度当初の目標30.7%に対し実績が24.4%ということで、達成状況は79.5%で、点検の結果、目標達成には至らなかったという結果になりました。 次に、(2)遊休農地の発生防止、解消でございます。 ①の現状及び課題の表には、令和 7 年度の農地パトロールの結果として、そのうち遊休農地、いわゆる A 農地について、A 農地に判定された農地の面積を記載しております。 それから、その下の表で②の目標ですが、遊休農地の解消面積としては、令和 3 年度の遊休農地の面積を記載しております、その 5 分の 1 である15.4haを目標面積としております。 ページ変わって、3 ページに移りまして、③の実績のところですが、まずアの表には令和 7 年度中に解消された面積を記載しております。解消面積は7.7haで、目標に対する達成状況は50.0%となっております。 続いて、その下の表で④のその他では、農地パトロールと利用意向調査の実施状況を記載しております、点検の結果、先ほどの集積率と同様、目標を達成するまでには至らなかったという結果になりました。 次に、(3)新規参入の促進でございます。 ①の現状及び課題には、令和 4 年度から令和 6 年度までの新規参入の状況を、また②の目標には、令和 7 年度当初に設定した新規参入者への貸付けについて、農地面積の目標等を記載しております。 ページを開いて、4 ページをご覧ください。 ③の実績でございますが、借手紹介依頼書による農地情報の収集によりまして、令和 7 年度は13.4haの実績があり、点検結果は目標を上回ることができたとなりました。 次に、2 番、最適化活動の活動目標でございます。 (1)最適化活動を行う日数目標と、その下の表で、(2)活動強化月間の設定において、①の目標には令和 7 年度当初に設定した内容を記載しております。続いて、その下の表で、②は実績として、ここには主に地区協議会などで皆様とご協議させていただいた内容を記載しております。 ページ移りまして、5 ページをご覧ください。 (3)新規参入相談会への参加でございます。 ①は目標で、その下の表で②は実績として、昨年の 9 月 6 日に広島市中区において就農応援フェアが開催されまして、本市からは 1 名の農業委員さんに参加していただきました。 次に、その下の表に移りまして、目標の達成状況の評語でございます。 ここには、先ほど申し上げました担い手への農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、活動強化月間での実績において、それぞれの達成状況から、国が定めた評価点に基づき、その合計点により評語が設定されております。その設定に基づいて、目標に対して期待どおりの結果が得られたとの評語を記載しております。 続いて、その下の表は、推進委員さんなどの点検・評価結果として、各評語に該当される委員さんの人数を記載したものでございます。 ページを開いて、6 ページをご覧ください。 事務の実施状況でございます。 令和 7 年度における総会の開催実績、農地法第 3 条に基づく許可事務などについて、その状況を記載しております。 ページ移りまして、7 ページをご覧ください。 A 3 サイズの資料でございます。この表は、農業委員さん、推進委員さんの活動実績と成果実績を取りまとめたものでございます。
---------	--

合 原 主 査	(1)の最適化活動の実施状況には、皆様にご記入をいただきました活動記録簿を集計したもので、令和7年4月から令和8年3月における活動日数の合計は5,388日となっております。 それから、農地の集積に向けた活動、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進に係る活動日数などについては表のとおりでございます。 続いて、その下の表で(2)、①は成果目標の達成状況、そして右横の②の表は実績について点検・評価したものです。 そして、一番下の表で、2番、農業委員会による点検・評価では、先ほどご説明いたしました点検結果の内容を記載しております。 議案第29号についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明が終わりました。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第29号については、原案のとおり決定することといたします。 続きまして、日程第4の報告事項に入ります。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第19号から報告第21号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いします。 報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 7ページをお願いいたします。 報告第21号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 8ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は17件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 以上でございます。
議 長	報告事項は終わりました、次に日程第5、その他に入ります。 事務局から何かありましたらお願いします。
松下局長補佐	●●に係る要求書の回答についてご報告させていただきます。 資料1をご覧ください。 先月の総会において、●●に係る要求書の回答については、会長一任との決定をいただきましたので、5月12日付で●●、●●様へ回答文書をお送りしましたので、その報告をさせていただきます。 内容につきましては、要求事項1でございます。 東広島市農業委員会令和5年6月総会に提出された●●に係る議案は、申請地内の農地面積が4haを超えていることから、東広島市長には許可権限はなく、広島県知事許可でな

松下局長補佐	ければならない。よって、本件許可は無効であるとの要求事項でございます。 こちらについての回答でございますが、譲渡人ごとの許可申請自体は当初の許可以降、適正に許可がなされているため、無効ではないと考えているとの回答をしております。 続きまして、要求事項の2でございます。 令和5年6月総会提出の議案第35号134－7及び令和7年2月総会提出議案第11号12－5、13－6、14－7については、申請人は既に廃業、または大幅な規模縮小をしていることから、農地改良の必要はなく虚偽申請であるとの要求でございます。 こちらの回答につきましては、申請人から提出された申請書類に基づき適正に受付審査を行い、農業委員会総会を経て、農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を受けて許可されたものであり、虚偽の申請とは言えないと考えているとの回答でございます。 続きまして、要求事項4でございます。 東広島市農業委員会としては、前項3に伴い、今後の営農計画書、換地処分計画書とそれに伴う登記済み証明書の提出を求めなければならないとの要求でございます。 こちらの回答につきましては、申請者に対して今後の営農計画書を提出するよう依頼をしております。現在は依頼をしているんですが、回答時点では依頼予定であり、この中で農地復元後の耕作者を確認することとしているため、換地処分計画及び登記証明書の提出は不要と考えてございます。 続きまして、要求事項6でございます。 全国には農地の一時転用で盛土高50mに達する事例があるものと思うが、調査に参りたいので、その場所と許可内容を教えてくださいという要求でございます。 回答につきましては、農業委員会において確認した限りでは、当該事例の把握には至らなかったとのことでございます。 なお、その他の要求事項につきましては、東広島市都市交通部開発指導課から回答済みでございます。 説明は以上でございます。
木 村 局 長	私からは、4月の総会で提出されました委員提出議案第2号についてご報告させていただきます。 まず、許可を一時停止するという議決についてでございますが、こちらは農地法に規定がなく、農業委員会として対応することはできませんが、現状の確認及び整理を行うなどの対応を行っていくことはできるのではないかと考えております。 なお、土砂条例の担当課の都市交通部開発指導課に対し、議決の旨を伝えております。 また、のり面勾配につきましては、開発指導課から施工事業者に対し是正指導を行い、現在是正作業を進めていると聞き及んでおります。 私からは以上でございます。
議 長	ほかにほ。
高 木 委 員	22番高木です。 この回答につきましては、私に権限があるわけではありませんから、持ち帰って●●の方と内容を検討して、また執行部なり、農業委員会、事務局に協議してもらいたいと思いますが、まず虚偽の申請とは言えないという理由が許可したのだから虚偽ではないという意味が私には分からないのですよ。虚偽の申請に基づいて許可しとったら、それは虚偽ではないのですか。そのことは、文章として私には理解できないのですが。 誰か答弁してください。
松下局長補佐	こちらの要求についての回答部分でございますが、虚偽の申請とは言えないというところにつきましては、要求の中で、廃業または大規模な規模縮小をしているということで、農地改良の必要はないのではないかとという要求の回答についてのことだと思っておりますが、こちらにつきましては現在営農許可のほうで提出のほうを依頼しておりまして、そういった意味においてこれは決めさせていただきたいと思っております。 回答時点においては、そういったところが確定をしていないので、虚偽の申請ではないと考えていますということで回答をしております。
高 木 委 員	22番高木です。 では、虚偽ではないかどうかは決められないじゃないですか。先に、そもそも一時転用

高 木 委 員	というのは、農地に戻すことが確実であること以外は許可できないと事務処理要領に書いてあります。虚偽で申請しても、それが運よく委員会が通れば、これは虚偽ではないというふうに私には読めるのです。この文章がおかしいと私は言っています。
小 田 主 査	申請については、申請されたその当時の資料に基づいて適正に審査を行って、行ったものについてネットワーク機構の意見聴取も経ているということで、虚偽の申請ではないと考えているところです。
高 木 委 員	22番高木です。 これでやめますけども、虚偽で出して、何遍も言うのですが、現に牛はいないのですよ。牧草地ですよ、ここね。牛を飼っている人はほとんどいない。これを改良して牧草地に戻して何の意味があると。こんなものは、もともと最初から残土処分場で申請すればいいのですよ。それを何でしないかといったら、残土処分場は許可が面倒くさいからですよ。農地の一時転用でやっておけばすぐ通るから。だから、私は虚偽だと言っているのですよ。 でも、通っているから虚偽でないというのはおかしいのですよ。虚偽かどうかというのは、結果でしか分かりませんから。この文章は、私は納得できませんが、協議会の人と相談して、また改めて新しい要求書を出させていただきますので、今日はこれで終わります。
議 長	ほかにはございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。 なお、本日の総会は、現メンバーによる最後の総会となります。委員の皆様には、これまで地域農業のためにご尽力いただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。 また、多くの皆様には、次期も引き続き委員としてお力添えいただけたらと思っております。大変心強く感じております。 農業を取り巻く環境は変化が続きますが、これまで培ってきた協力体制をさらに発展させ、次の任期でも共に前進してまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、木原会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。
木原職務代理者	今回は、6月の通常総会は、6月29日月曜日午後2時から市役所本館303の会議室を予定しておりますので、引き続き委員に就任される方はご出席いただきますようお願いいたします。6月は開催時間が午後からとなっております。お間違いのないようお願いいたします。 先ほど会長からありましたが、現メンバーでの最後の総会に当たり、私からもこれまでのご協力に深く感謝申し上げます。 私自身は、本日をもって委員を退任いたしますが、皆様と共に地域農業の課題に向き合い、多くを学ばせていただいたことは大きな財産です。これまで積み重ねてこられた皆様の取組が今後さらに実を結んでいくことを期待しております。どうかこれからも地域農業の発展に向けて力を尽くしていただければと思います。これまで本当にありがとうございました。 なお、6月からは新しい任期が始まります。引き続き、委員に就任いただく方には案内が届いていると思いますが、6月1日の11時30分から辞令交付式、午後1時15分から初総が予定されております。そちらも併せてご出席いただきますようお願いいたします。 報告は以上でございます。
議 長	すいません。このたび今日で退任される方は、もしよかったら、挨拶をされるのだったらお願いしたいのですが、どうでしょうか。
小 倉 委 員	21番の小倉です。 あまり会議に参加できなくて、皆さんにご迷惑をおかけしましたが、農業委員会の委員をさせていただいて、農地法がどうなっているのかとか、また営農について今まで全く知らなかったのが、大変勉強になりました。私自身は、ほかの市の環境系の委員もさせていただいておりますので、そちらでここで学んだことを生かしていけたらいいなと思っております。ありがとうございました。

議	長	ほかにはないようですので、以上で5月総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。
---	---	--

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 13番 財 満 俊 子 委員 15番 高 尾 昭 臣 委員